

農業委員会だより

発行:中標津町農業委員会

編集:広報特別委員会



農

業

第39号

なかしべつ

第42回家族経営協定調印式

今年経営移譲を行った家族のうち、協定書を締結した4組中3組のご家族が出席し、4月26日に役場301号会議室を会場として第42回家族経営協定調印式を開催しました。協定書への調印を事前に済ませ、式では手交のみとするなど、新型コロナウイルス感染防止対策を講じて実施しました。主催の本田会長からのあいさつ、来賓の西村町長と志鎌根室農業改良普及センター北根室支所長からの祝辞に続き、JA中標津高橋組合長と地区担当農業委員の立会のもと協定書を手交しました。



高橋組合長からの激励の言葉を受け、協定者の皆さんは感慨深く傾聴していました。最後は、協定者代表の保科隆氏が謝辞を述べられました。また、前経営主の長年のご苦勞に対する労いの意を込めて、感謝状と記念品が贈呈されました。経営を引き継いだ後継者の皆さんは、決意を新たにしていました。

みなさんおめでとうございます！



保科家



武田家



横田家



湯田家

ご都合により残念ながら出席できなかったことから、自宅で協定書等の手交をささやかに行いました。

農業委員会がフェイスブックとツイッターの公式アカウントを開設したのをご存じでしたか？一度チェックして皆さんからのフォローを頂ければ幸いです。



経営移譲Q&A Vol.2 農地処分の方法

前回からの
続き

☆これから経営主と
なる方は特に注目!!

Q1 経営移譲（農業から引退）するときは農地をどうしたら良いのか？

A1 権利の移転（所有権移転）や使用収益権の設定（貸借）が必要です。

農地を処分する方法は大きく分けると『貸借』と『所有権移転』の2つの方法があります。

『貸借』は後継者もしくは第三者に農地を貸し付けて利用権を設定する方法です。貸借はさらに無償で貸し付ける『使用貸借』と有償で貸し付ける『賃貸借』があり、『使用貸借』は後継者や後継者が設立した農地所有適格法人^{※1}に貸し付ける場合に、『賃貸借』は第三者や第三者が経営する農地所有適格法人に貸し付ける場合に設定するのが一般的です。

農地の名義を変更する『所有権移転』については、主に名義を無償譲渡する『贈与』と有償譲渡する『売買』があり、『贈与』は後継者に、『売買』は第三者や第三者が経営する農地所有適格法人に所有権を移転する場合に用いられるのが一般的です。

また、第三者から農地を借りて耕作していた場合は、一度その農地を所有者に返還する手続き（『合意解約』）を行ったうえで後継者などに改めて処分しなければなりません。

※1 農地所有適格法人とは農地や採草放牧地を利用して農業経営を行うことができる法人。

株式会社の場合は「株式の譲渡制限」規定や事業要件、構成員要件等農地法に規定された一定の要件を必ず満たす必要がある。

経営移譲（農業から引退）

農 地

権利の移転（所有権移転）

贈 与

：子や孫に無償で名義を譲渡するのが一般的。

売 買

：第三者や第三者が経営する農地所有適格法人に譲渡するのが一般的。

農 地

使用収益権の設定（貸借）

使用貸借

：子や孫、後継者が設立した農地所有適格法人に無償で貸し付けるのが一般的。

賃 貸 借

：第三者や第三者が経営する農地所有適格法人に有償で貸し付けるのが一般的。

**全国農業
新聞**



発行日：月4回 金曜日発行

形 態：B3版 10～14 頁縦

購読料：月 700円

（送料、税込み）

全国農業新聞は経営とくらしに役立つ農業総合専門誌です。
お申し込みは、お近くの農業委員、農業委員会へどうぞ。

Q2 農地の処分の手続きはどうするの？

A2 『農地法』により農地の処分には農業委員会の許可※2が必要です。

農地の処分に伴う権利の設定及び移転は、農業委員会の総会で審議したうえで許可を受ける必要があります。基本的には、『農地法第3条第1項に基づく申請による許可（農地法第3条許可）』と『農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の公告（農地利用集積計画）』の2つがあり、ケース毎に条件に合う手続きを選択することになります。特に所有権移転に係る法務局における登記手続きの際は、農業委員会の許可が必須です。

※2 許可を受けない貸借（ヤミ貸し）や所有権移転は、法律上の効力が生じないこととなっている。また、登記簿の地目が山林や原野などであっても実際の現況（利用状況）が農地である土地について、農業委員会の許可を得ずに所有権移転登記した場合、農地法違反で処分が課せられることもあるので十分な注意が必要。

Q3 農地法第3条許可と農用地利用集積計画の違いは？

A3 権利の移転、使用収益権の設定どちらの場合も当事者の状況に応じて選択が変わります。

端的に言えば、農地法第3条は金額や相手方は当事者同士の合意のみによる任意で決められますが、農用地利用集積計画は農業委員会の仲介が必要となります。詳細は下記のとおりとなっております。



農地法 第3条許可	当事者同士の合意に基づいた契約（相対で双方が金額や期間等について合意のうえ契約した内容に問題がない状態）に基づく賃貸借・使用貸借・売買・贈与等を行う場合の手続きで、権利を取得する者が農地を全部効率的に利用できるか、耕作等に必要な農作業に必要な従事日数を満たせるかなど、農地法の要件を満たして農地を農地として有効に利用していくことができるかについて農業委員会総会で判断する。
農用地 利用集積計画	農業経営基盤強化促進法により、市町村農業経営基盤強化基本構想に基づき育成すべき農業経営者等に農用地を集積するための手続きで、売買や賃貸借の金額、権利の取得者は、農業委員会の仲介やあっせんにより決定する。市町村の公告により効力が発生することから契約書を取り交わす必要がなく、また、譲渡所得税、登録免許税、不動産取得税の軽減が受けられるなどのメリットがある。

今年は各地で例年以上にクマによる人身被害が多発しています

農作業に当たっては、クマとの不意の遭遇に十分ご注意ください。

『農作業を行う際に注意すべき事項』

- ・作業中にラジオなど音の出るものを携帯し、自分の存在をアピールすること。
- ・頻繁にクマ類が出没する地域においては、極力単独での作業は避けること。
- ・クマ類の出没情報に留意し、クマの行動が活発になる早朝、夕方の作業時には、周囲に気を付けること。
- ・森林、斜面林などと隣接する農地は、クマ類の出没ルートとなりやすいので特に注意し、周囲の灌木の刈り払いなどを行うこと。
- ・クマを誘引する生ゴミや収穫物の廃棄残さ等の適切な処理や飼料収納庫の戸締りを確認すること。



中標津町役場（自然環境係）
電話：73-3111
中標津警察署（地域課）
電話：72-0110

中標津町農業者年金協議会から

代議員総会を開催しました

今年度の中標津町農業者年金協議会代議員総会については、5月27日の開催に向けて準備をしておりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大により、書面による開催及び決議となりました。本年度の事業計画並びに収支予算や規約の改正について審議され全件可決されました。コロナ禍で各種事業の実施は不透明ですが、今後も適切な事務運営及び事業執行に努めてまいりますので、皆様方におかれましては、農業者年金制度の安定的な運用を図るため、本年度も引き続き農業者年金の加入推進活動にご理解とご協力をお願いいたします。また、農業者年金についての学習会等の開催希望がございましたら、事務局までご相談ください。

中標津町農業後継者対策協議会から

定期総会を開催しました

4月14日に中標津町農業後継者対策協議会の定期総会を開催し、令和2年度の事業報告、決算、令和3年度事業計画(案)、予算(案)、規約改正(案)が審議され全件可決されました。また、新規事業として最近のコロナ禍に対応したZOOMを使ったオンライン交流会が新規事業として承認され、準備を進めることとなりました。

〈新規事業〉オンライン交流会を開催しました

4月の定期総会で新規事業として承認されたオンライン交流会を、6月5日(土)と6日(日)の2日間で開催しました。例年開催している道内外の女性が来町して農業体験や観光を通じて親睦を深める交流会は、昨年からの新型コロナの蔓延により開催できなくなり、直接の対面によらない取り組みを模索した結果行きついた企画で、中標津町内では初の試みでした。

1日目は寿宴を会場としてJA中標津所属の青年後継者7名と女性8名、2日目はJA計根別の会議室において所属する青年後継者2名と女性3名が参加し、パソコンの画面を通して交流しました。オンラインの交流会はコロナ禍でも開催が可能であることや、宿泊がないことにより酪農ヘルパーの確保が不要であることなどのメリットがある反面、コロナにより往来ができない場合は、直接の交際ができないため継続が難しいなどのデメリットもありますが、現時点で開催可能なイベントであることから進めた結果、両日合わせて5組のカップルが成立しました。Wi-Fi通信が途絶し1対1の交流が中断されるトラブルなど課題もありましたが、好評だったことから、**第2回目を10月17日(日)に開催することが決定しました。**気になる方や参加してみたい方は、是非とも所属JAもしくは事務局にお問い合わせください。(詳細は農業委員会公式ホームページ、フェイスブック、ツイッターをご覧ください)



あなたも農業委員になりませんか？



平成28年4月に改正農業委員会法が施行され、年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないことが明記されました。また、「第5次男女共同参画基本計画」では、女性の農業委員の登用率を令和5年度までに20%を達成するよう目標が定められていますが、現在当町においては女性農業委員が不在となっております。

豊かな農村を守り、地域農業を元気にしていくためには、女性の力が必要です。次回令和5年の改選の際は、女性ならではの視点で現場活動を推進していくため、農業や地域活動に熱心に取り組まれている女性が輩出されることを期待します。



農業者年金で

老後の生活を 安心サポート



3つの要件を
満たせば
どなたでも
加入できます

特徴

1

農業者なら広く加入できる

加入資格 ▶ ★年間 60 日以上農業に従事する
★国民年金の第 1 号被保険者（保険料納付免除者を除く）で、
★20 歳以上 60 歳未満の方

特徴

2

積立方式・確定拠出型で少子高齢時代に強い

★加入者の積み立てた保険料とその運用益を合わせた額により将来受け取る年金額が事後的に決まる
積立方式・確定拠出型を採用しています。
★加入者・受給者数の増減に左右されない、安定した制度です。

特徴

3

通常加入の場合、保険料の額は自由に決められる

★月額 2 万円から 6 万 7 千円まで千円単位で選択できます。

特徴

4

終身年金。80 歳前にお亡くなりになった場合には、 死亡一時金を遺族の方に支給

★年金は生涯受給できます。
★仮に加入者・受給者が 80 歳前に亡くなられた場合には、80 歳までに受け取るはずであった農業者
老齢年金の額の現在価値に相当する額がご遺族に死亡一時金として支給されます。

特徴

5

税制面の優遇措置が大きい

★支払った保険料は全額（最高 80 万 4 千円）が社会保険料控除の対象になり、所得税・住民税等
の節税になります。

特徴

6

政策支援加入なら、保険料の国庫補助がある

★一定の要件を満たした意欲ある担い手は保険料の 2 割、3 割、5 割のいずれかの補助が受けられます。
★国庫補助を受ける場合の保険料は月額 2 万円に固定されます。

老後の備えを考えましょう

農業者の平均余命 男性87歳 → 65歳で引退した場合：約 **22** 年
女性92歳 → 65歳で引退した場合：約 **27** 年

老後の生活は、
こんなに
お金がかかります

老後の家計
288 万円/年

※夫婦2人の合計金額

国民年金
156 万円/年

農業者年金に加入すれば……

例えば…

30歳で農業者年金に加入
保険料 **2** 万円(月額) 納付

私たちは
農業者年金に
加入している
から安心



老後に備えて
準備しているから
不安がないよね

男性 **50** 万円/年
女性 **42** 万円/年
を受け取れる試算になります。

※運用利回り2.5%、予定利率0.25%で試算した場合

令和4年から農業者年金制度が改正されます

※平成14年1月から始まった新たな年金事業（新制度）のみが対象です。具体的な手続き等は令和3年7月現在調整中です。

ポイント① 35歳未満で要件を満たす方は、
保険料の納付下限額が2万円から1万円に引き下げられます（令和4年1月1日以降）

※保険料引き下げ（保険料1万円以上）の対象者

次の①～⑤のいずれにも該当しない方

- ① 認定農業者かつ青色申告者
- ② 認定就農者かつ青色申告者
- ③ ①又は②の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者又は直系卑属
- ④ 認定農業者又は青色申告者
- ⑤ ①又は②以外の農業を営む者の直系卑属で、その農業に常時従事する後継者

ポイント② 農業者年金の受給開始時期の選択肢が広がります（令和4年4月1日以降）
※昭和32年4月2日以降に生まれた方が対象

- **農業者老齢年金**については、65歳以上75歳未満の間で、受給開始時期を選択（裁定請求）することができるようになります。（裁定請求せずに75歳に達した場合は75歳から年金を受給することになります。）
- **特例付加年金**については、受給要件を満たしていれば、いつでも受給開始時期を選択（裁定請求）することができるようになります。
なお、農業者老齢年金とは異なり、受給開始年齢の上限はありません。

ポイント③ 農業者年金の加入可能年齢の上限が引き上げられます（令和4年5月1日以降）

- 農業者年金に加入できる年齢の上限が、20歳以上60歳未満から20歳以上65歳未満まで引き上げられます。（ただし、国民年金の任意加入者であって農業に従事（年間60日以上）している方に限ります。）

農業者年金の詳しい内容や加入のお申し込みは、最寄りの農業委員会またはJAか、農業者年金基金専門相談員（03-3502-3199）または企画調整室（03-3502-3942）に直接お問い合わせください。

全国 農業 図書

発行 全国農業委員会ネットワーク機構
一般社団法人 全国農業会議所

東京都千代田区二番町9-8（中央労働基準協会ビル内）
©2021全国農業会議所 ※無断転載・複写複製を禁じます。

R03-04

若い農業者の皆さん！ 自分の老後 自分で守れますか？

若い
今こそ年金
アクション！

若い農業者の方は、**国民年金の上乗せの
公的な年金「農業者年金」**に加入して
安心して豊かな老後を！



若い女性も老後の生活安定を望みます。生涯のパートナーのためにも考えてみませんか？

ポイント

1

国庫補助で手厚い支援！

1万円の自己負担で**2万円の積立てが実現！**

ポイント

2

早く加入すれば、**国庫補助が長く受けられる**

ポイント

3

自ら支払った保険料は、

全額社会保険料控除の対象！

さらに**保険料は自由に選べる！**

詳しくは… 農業者年金基金

検索

<https://www.nounen.go.jp>



お知らせ

農地パトロールを実施します

違法転用や耕作放棄地の発見・防止・是正のため「農地法第30条」に基づく農地の利用状況調査を町内全域で行ないます。国への報告のため、農地所有者へ文書等で確認のお願いや敷地内に立ち入る場合もありますのでご理解願います。

○期 間

9月下旬から10月上旬

○調査員

農業委員及び事務局職員

農地所有適格法人の定期報告はお早めに!

農地を所有または借り受けして耕作・営農している農地所有適格法人については、毎年1回、決算後3カ月以内に報告書を提出することが義務付けられています。**報告を怠った場合、農地法等の手続き上の不利益が生じたり、30万円以下の過料となる場合があるのでお忘れなく!**

中標津町賃借料情報

(単位:円/10a)

農地法の規定により、地域における賃借料の目安になるものを農業委員会が毎年提供しております。令和2年1月から12月までに農地法及び農業経営基盤強化促進法に基づき締結(公告)された賃貸借における賃借料水準は右表のとおりとなりますのでお知らせします。

地域区分	平均額	最高額	最低額	データ数*
中標津	3,500	4,300	2,300	150
計根別	2,800	3,800	1,500	67
参 考 (全体平均)	3,300	4,300	1,500	—

農地の転用にご注意ください!!

農地に「畜舎を新增築したい」、「自分や後継者の住宅を建てたい」、「資材置き場や駐車場にしたい」という場合は必ず農地法の転用許可が必要です。農地かどうかは登記上の地目ではなく現況によって判断され、**手続きを怠ると工事の中止や現状回復の指導、罰金等が科せられる場合**があります。転用計画がある場合は必ず地区担当農業委員か農業委員会事務局またはJAに早めにご確認ください。

【他にもこんなことがあるかも!!】

- ・農業振興地域内は農用地区域の除外等の許可手続きが必要かも?!
- ・草地改良事業完了後8年経過してなければ補助金返還かも?!
- ・中山間地域等直接支払制度の返還となるかも?!
- ・経営移譲年金および特例付加年金受給中に貸付けている農地なら年金の減額や支給停止かも?!



(※注) 虚偽その他不正の手段により許可を受けた者(農業用施設を建設すると申請しておきながら他の用途の建築物等を建設するなど)や許可条件に違反している者又はその工事の請負人等について3年以下の懲役または300万円以下(法人は1億円以下)の罰金が適用されることがあります。

編集後記

日頃から我が広報誌をご愛読いただきましてありがとうございます。コロナ禍の中、気を許すことができない緊張する毎日ですが、オリンピックが開催されて、メダルラッシュの報道を聞くたびに何かしら元気が出てきますね。大変な時こそ視点を変えた物の見方が必要かもしれません。気持ちの持ち方で結果が大きく変わります。是非ともプラス思考で今の苦境を乗り越えていきましょう!!紙面の方もプラス思考で参考にしてください。(赤波江)

発行元

中標津町農業委員会

中標津町丸山2丁目22番地

TEL(0153)73-3111 FAX(0153)73-5333

http://nakashibetsu.jp/nougyou_jinkai/



広報委員長	赤波江 信二
副委員長	谷川 好則
委員	二瓶 裕貴
委員	竹村 聡
委員	武田 健治